



教育計画に生かそう! 教育課程編成資料

人を増やし、仕事を減らして with コロナに相応しい教育を

国も宮城県教委も、教職員の「働き方改革」として時間外勤務を「月45時間、1年間360時間以内とする」という目標を掲げています。しかし、現実には感染症への対応が新たに加わり、教職員の「働き方改革」は立ち止まったままです。with コロナの時代、子どもたちと教職員のいのちと健康を守りながら、子どもたちの豊かな成長・発達と学ぶ権利を保障する教育活動が求められています。「教育課程の編成権」の主体は各学校にあります。各学校で、自分たちの学校で何が不要で本当に必要なことは何かを議論し、みんなの合意で思い切った「改革」を進めましょう。



今こそ少人数学級の実現を

感染症対策のため教室の過密解消は急務です。長年、要求し続けてきた少人数学級がいよいよ実現しそうになってきました。国の決断を求め、引き続き署名運動等に取り組みしましょう。

「弾力化」以外でも少人数学級は可能です

宮城県では、小1・2年、中1年で「弾力化事業」として35人学級を行っています。それ以外でも課題や困難がある場合には40人以下学級を導入している例があります。学校の要望を吸い上げるよう宮教組では県教委に働きかけています。ぜひ、学校からも声をあげましょう。

特支在籍8名学級に加配、「担任」も可

県教委は、特別支援学級8名在籍の学級は今年度33学級あり、そのうち16学級に教員を加配しています。その加配された教員を学級担任にして2学級にできるとしています。実質定員8名を引き下げることができるとするものです。ぜひ、加配を要望しましょう。

持ち時数、小学校23時間・中学校18時間以下に

県教委は教員の持ち授業時数平均が小学校23時間、中学校18時間であることを明らかにしました。「定数法」上は、教頭も授業を受け持つ教員とされているので、教頭以外の実際の持ち時数はこれを上回ります。特に、小学校4年生担任は、専科が入らず、空き時間がないケースが多くなっています。

小学校でも教頭・教務が時間割に基づく授業を受け持つことで、学級担任に空き時間を確保するようにしましょう。教頭・教務が受け持つ授業が、TTや少人数指導では必ずしも空き時間に結びつきません。すべての教員の持ち時数が23時間以下になるよう授業分担を進める議論を行いましょう。



今年コロナでやめたものは復活させない！

この資料では、増え続けてきた業務をやめるためのシステム（明確な基準や観点）として、「やめる！」「減らす！」「変える！」の3観点を提起してきました。今年度はコロナによってやめざるを得なかったものがたくさんあります。「やめてよかった」「何の支障もなかった」ものを復活させないことが来年度に向けたスタートラインです。年度末反省に意見を書いて出しましょう。忙しさをあきらめず、みんなで知恵を出し合しましょう。

やめる！ もうこれはいらない。やめて他の仕事をした方がよい



○行事の廃止 ・校内書初め展 ・夏休み作品展 ・市町村陸上大会 ・水泳記録会 ・音楽会 ・職場体験（または日数削減 中学校）	
○作品募集をしない ・夏休みの作品募集をやめる→各団体に直接児童生徒が応募する ・書初め、作文みやぎ、読書感想文、造形展などは希望者がいるときだけ出品する	
○校内研究のまとめをつくらない ・授業研究時の資料を各自がファイリング。まとめはワンペーパーに	
○日直当番の仕事は教職員の業務ではない ・各自が自分の分担を施錠し、校舎巡視は管理職の仕事とする ・日誌記入も管理職の業務に	
○地域のイベントへの教員の参加・引率 ・地域の「〇〇まつり」などは児童生徒の自主的な参加での運営を	
○夜間（例18：30以降）の電話には出ない ・留守番電話を設置する。または市町村教委に電話し、委員会が管理職に連絡する	
○登下校時の時間外街頭指導は地域の人に任せる	
○英語検定・漢字検定など学校での参加とりまとめをしない	
○会計業務をやめる ・給食会計は自治体で行う。	
○家庭訪問はしない。 ・実施しても玄関先で居住地確認のみ	
○週案の反省欄をなくす（管理職も負担軽減に）	
○異動のあいさつでのおみやげ持参や前任校への行事差し入れをやめる	

減らす！ すぐにやめられないけど、回数を減らすことはできる



○通信票の発行を減らす。所見も減らす。 ・3学期制でも発行は年2回にする。所見は面談を行う学期には書かない ・総合や英語は単元名のみ記載する。道徳の評価は年1回のみ	
○指導案の簡素化・焦点化、校内研究の簡素化で時間短縮！ ・指導案を「A4判1枚（表裏）」にしている学校が多数。	
○授業時数を減らす ・モジュールを取り入れて6時間授業の日を減らす ・余裕時数は3～4日分20時間程度でよい。大規模災害後の時数は柔軟に対応する ・臨時休校や学級閉鎖にならなかつたら、年度末までに短縮授業等にあてる ・小学校1年生に4月（可能であれば1学期中）は4時間授業を行う	
○文書の簡素化 ・学級経営案で必要のない項目を減らす	
○指導主事訪問時の提出物の簡素化 ・大河原教育事務所管内では要録、出席簿等の公文書のみがほとんどです。	

○児童生徒の委員会、クラブ活動、部活動を減らす ・担当は必ず複数にして負担を軽減する。クラブ活動は8割の学校が6～10時間程度	
○教育計画の項目を減らす・校務分掌を減らす ・「休眠状態」の教育計画の項目、校務分掌を廃止する ・一人当たりの校務分掌数を減らす	
○夏休みのプール開放日数を減らす、午前みの開放も。開放をやめる学校も出ています。	

変える！ やい方を変えたら、新たな時間を生み出せる



○勤務時間管理をICカードで行う ・市町村での導入進む。県立学校でも試行開始	
○集金業務の見直し ・給食費を公会計化し自治体が徴収する ・保護者の口座振込制にする ・修学旅行・卒業アルバム代金は保護者が業者に直接納入する	
○学習指導の見直し ・宿題を減らしたり、ない日をつくったりする ・単元テストをやめる	
○学校日誌・保健日誌・通信票・指導要録・出席簿の電子化 ・公務支援ソフトが導入されていなくても、エクセルで対応	
○行事の見直し ・運動会を午前中に終える。団体種目をスリム化する。入場行進をやめる。 ・宿泊行事はねらいを明確にして2泊から1泊に。 ・縄跳び大会や持久走大会の時期・規模を見直す。 ・児童会まつりやたてわり活動を子ども自身でできる内容に変える ・音楽集会での学年発表をやめる	
○清掃を委託する ・トイレ清掃、校内ワックスがけ、校地内草刈りや草取りは民間委託に ・プール清掃は保護者や地域のボランティアで	
○小学校での授業分担 ・教頭、教務も専科で授業を持つ。宮城県の専科授業実施状況は小学校高学年理科と外国語は全国平均。音楽は大きく下回る(全国平均は5割超)。	
○簡単な打合せ事項はパソコン画面で(パソコンが全員配備されることが前提で)	
○検診器具の消毒を業者に委託する	
○進学先へ送付する指導要録コピーの確認印は不要(県教委との口頭確認・2013.11.8) ・中学・高校に提出する要録の「原本と相違ない」の押印は不要。鑑にその旨を明記するだけでよい。	
○PTA活動もスリムにする ・バレーボール大会(市P・単P)はやめる ・土曜日の資源回収や奉仕作業の見直し(どうしても実施するなら平日の夕方など)	

[中学校編]

○高校入試出願書類は郵送に(配達日指定郵便の活用)	
○テスト日は半日に ・1日3教科までにして生徒の試験に向けた学習時間を確保 ・テスト最終日も部活中止とし、教師の採点時間保障を	
○部活動や駅伝大会の見直し ・土日の1日と平日の1日の週2日以上休む。長期休業中の土日はしない ・全員加入から希望加入制に ・部活動の方針、活動計画、教育課程外の活動であることを、校長がPTAに説明する ・部活動のあり方についての職員会議で話し合う ・駅伝大会に参加しない。駅伝大会に部での参加を強制しない	

「標準」時数は「最低」ではない 県教委 余剰は「20時間」程度

「標準時数」は幅があり、「標準を下回ったり、上回ったりできる許容の範囲」です。教育課程の編成権は学校にあり、地域の状況や児童の実態に応じて「許容の範囲」は学校で決めてよいのです。

しかし、感染症による休校への対応として、来年度の余剰時数を多く確保する学校があります。仮に、陽性者が出て休校措置は3日程度です。休みを想定した時数確保は学校の多忙に拍車をかけるだけです。

働き過ぎた分は勤務時間の割振り変更で返してもらおう

「残業代が出れば今の月給の1.5倍はもらえるのに…」今の学校は給特法の下で残業代を支払う必要がないため、勤務時間の管理がいい加減になりがちで、教員を働かせ放題の状況です。「勤務時間の割振り変更」により「オーバーした分を別の日に時間で返す」ことを宮教組は求めています。

◇文科省も「勤務時間の割り振りを適正に行う」よう求めています

文科省は「やむを得ず時間外勤務を命じざるを得ない場合には、勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずる」と通知しています（2019.3.18 文科省）。

◇仙台市での実施例

仙台市教委は割振りを行うべき業務の対象を次のように具体的に示し、その徹底を求めています（教職員課長通知 2018.4.3）。各校で校長に「勤務の割振りの変更」を求めていきましょう。

- ① 学年会議、修学旅行等、家庭訪問、不登校対応、登校指導
- ② 夜間巡視、地域清掃、地域連携推進のための会議等、地域防災訓練のための会議
- ③ PTA主催の研修会、PTA役員会、健全育成委員会、施設開放委員会

◇対象となる業務の拡大を

「管理職の配慮」などではなく、給特法に違反する行為への代償として、研究のための会議や指導案、通信票や報告文書作成などに要した時間についても割振り変更を求めていきましょう。

泊を伴う行事の翌日は子どもも教員も休みに



県教委は「泊を伴う行事の翌日の取扱」について、「翌日の勤務時間を全て割振ると『週休日』を増やすことになるので不適切と考えるが、児童・生徒の授業時数を確保した上で、翌日に数時間の勤務時間を割振り、その時間に年休を取得することを妨げるものではない」と回答（2019.8.20 県教委交渉で教職員課長）。宿泊行事の翌日に、6時間45分勤務の割振り変更を行い、残り1時間を年休で埋めるなどし、児童・生徒も引率した教職員も「実質休み」とすることができます。仙台市内の中学校では一般的となっています。県教委は、「地教委に周知する」としていただきますので、各学校で次年度計画に反映されるようにしましょう。

職場安全衛生委員会を開催していますか？



労働安全衛生法第1条は、「この法律は、…快適な職場環境の形成を促進することを目的とする」と定めています。これを受けて仙台市内の学校では「職場安全衛生委員会」が設置され、「快適な職場環境」をつくるための話し合いが行われています。「快適な職場環境」とは、疲労やストレスの少ない職場、働きやすい職場のことです。具体的には、①労働時間や教職員の権利が守られているか、②気持ちよく働くための物理的環境が整っているか、③同僚間の人間関係が円満であるか、が検証の対象になります。

職場内にハラスメントがある場合はもちろん、ストレスの原因、法律違反や長時間労働の放置が認められれば、校長を中心に「快適な職場環境の形成」に向けて取り組むことになるのです。すべての学校で「職場安全衛生委員会」を設置し、管理職を含めみんなで働きやすい快適な職場をつくりましょう。仙台市内の中学校で実施した「職場改善のためのアンケート」例が宮教組HPからご覧になれます。どうぞご利用ください。



みなさんの学校のとりくみや悩みをお知らせください。

宮城県教職員組合 〒981-8545 仙台市青葉区柏木一丁目2-45

TEL 022-234-4161 FAX 022-274-2130 E-mail miyakyoso@mtu.or.jp

宮教組HP→<https://www.mtu.or.jp/>

「Mtu_Next」FB→<https://m.facebook.com/mtu.next>

